

香川県新行財政改革基本指針（素案）について提出されたご意見と それに対する県の考え方

問い合わせ先

人事・行革課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3044/FAX:087-806-0214

E-mail:jinji-gyokaku@pref.kagawa.lg.jp

平成27年12月1日から平成28年1月4日まで、香川県新行財政改革基本指針（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、1人から2件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

〈ご意見の提出者数〉

個人 1人

〈提出されたご意見の数〉

I 具体的取組み内容に関すること 2件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
I 基本指針に記載した具体的取組み内容に関すること	
1. 業務執行体制の最適化	
議会のインターネット中継をタブレット等で視聴できたらよい。（パソコンを利用せずにタブレットを利用する人たちは少ないため）	情報通信技術の発達とともに、情報伝達の方法はますます多様化していくことが見込まれることから、このたびの新行財政改革基本指針では、「1-2 サービス提供レベルの向上」の中で、「さまざまな閲覧環境への情報発信」に取り組むこととしております。本指針の考え方に沿って、現在のパソコンでの視聴に加え、スマートフォンやタブレット端末での視聴についても対応を検討してまいりたいと考えています。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>相談業務は多々あるようだが、家庭内暴力や虐待等の課題解決のための専門職員が必要である。現在の組織体制で十分なのだろうか。</p>	<p>家庭内暴力（DV）や児童虐待に対応する子ども女性相談センターの相談等の業務には、心理や社会福祉を専門とする職員を配置し、近年の相談件数の増加や事案の困難化といった課題に対応するため、逐次、増員してきているほか、弁護士や警察官OBなども配置するなど、人員体制の強化に努めております。</p> <p>今後とも新行財政改革基本指針に掲げた「優れた人材の確保」や「職員の専門性の一層の向上」に努め、県民の皆さまからの相談等に適切に対応してまいります。</p>